大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成29年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成30年１月23日

大分県労働委員会
会長　須賀　陽二

１　不当労働行為事件

事件番号	請求する救済の内容	申立年月日	調査回数	審問回数	証人数	審査の計画で定めた日数	計画変更により増減した日数	処理日数			終結年月日	終結状況	備考
								審査に要した日数	和解に要した日数	終結までに要した日数			
平成２７年(不)第１号	・被申立人は、組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。 ・被申立人は、申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び平成27年9月10日以降は差別が是正されるまでの間、配車差別前の平均賃金相当額を支払わなければならない。 ・ポスト･ノーティス	27.10.7	８回	２回	２人	633日		664日		724日	29.9.29	棄却	
平成２８年(不)第１号	・被申立人は、申立人の分会に対する弱体化を図った行為に対し、是正措置を講じること及び今後そのような行為をしないことを内容とする文書を申立人に手交しなければならない。	28.2.22	４回	２回	２人	386日		344日		390日	29.3.17	棄却	
平成２９年(不)第１号	・被申立人は、平成29年1月16日付けで申し入れた団体交渉に対し、根拠となる資料を提示して具体的に疎明するなどして、誠実に対応しなければならない。 ・被申立人は、申立人組合員に対する解雇を撤回するとともに、同人を原職に復帰させなければならない。 ・被申立人は、申立人組合員が、解雇以降原職に復帰するまでに受けるはずであった賃金相当額及びそれに係る遅延損害金を支払わなければならない。 ・ポスト･ノーティス	29.8.9	３回										翌年に繰越

２　調整事件

（１）労働争議の調整

該当なし

（２）個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区　分	調　　整　　事　　項	申　請 年月日	調　査 回　数	調　整 回　数	処　理 日　数	終　結 年月日	終　結 状　況	備　　考
平成２９年 (個）第１号	あっせん	・「休職命令書に対する異議」に対する回答 ・復職の要求、それが不可能な場合「会社都合退職」の要求	29．5．1	２回	－	59日	29．6.28	打切り	
平成２９年 (個）第２号	あっせん	・不当な解雇撤回 ・入社祝い金に係る覚書の取消	29．9.29	２回					翌年に繰越